

特別会員の証券仲介業務に関するQ & A

平成 16 年 11 月

日本証券業協会

目 次

I. 証券取引法等関係

1. 証券取引法関係 1

問 1 (金融機関の証券仲介業務)

問 2 (証券仲介業務の再委託)

問 3 (国債や地方債、投資信託等の売買の媒介、募集・私募の取扱い)

問 4 (顧客紹介と登録金融機関の証券仲介行為)

2. 金融機関の証券業務に関する内閣府令関係

(1) 第 27 条 (業務の状況につき是正を加えることが必要な場合) 関係 3

問 5 (証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員若しくは使用人)

問 6 (有価証券の発行者である顧客)

問 7 (融資業務に従事する役員若しくは使用人)

問 8 (顧客情報を利用した有価証券の売買その他の取引等の勧誘)

問 9 (証券仲介行為を行なう際の顧客に明らかにしておく事項)

問 10 (外国債券の販売の際の為替レート等の説明)

問 11 (外貨両替業務と証券仲介業務)

問 12 (同一銘柄の債券のオファー／ビッドの説明)

(2) 第 27 条の 2 (証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為) 関係 5

問 13 (信用の供与の条件)

問 14 (株式等の買付代金の不足金額を融資することを条件とした勧誘)

問 15 (自動的な信用の供与)

問 16 (総合口座での貸越しと送金)

問 17 (証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人)

問 18 (法令遵守のために非公開融資等情報を受領する必要がある場合)

問 19 (行員の証券仲介業務と融資業務の兼務)

問 20 (顧客の共同訪問 ①)

問 21 (顧客の共同訪問 ②)

問 22 (投資信託等の窓口販売業務に従事する役職員の証券仲介業務の兼務)

(3) 第 46 条（業務に関する帳簿の作成等）関係 9

問 23（法定帳簿の作成の委託）

問 24（証券仲介預り明細簿等の作成 ①）

問 25（証券仲介預り明細簿等の作成 ②）

問 26（証券仲介預り明細簿等の作成 ③）

3. 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律関係 11

問 27（顧客の本人確認 ①）

問 28（顧客の本人確認 ②）

Ⅱ. 協会規則関係

1. 投資勧誘及び顧客管理関係

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第 9 号）関係 11

問 1（顧客カードの作成・整備 ①）

問 2（顧客カードの作成・整備 ②）

問 3（信用取引の取引開始基準）

問 4（株式や投資信託等を取扱う特定の窓口）

(2) 「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）関係 13

問 5（委託会員において作成・審査が行われたアナリスト・レポート）

(3) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第 6 号）関係 13

問 6（保護預り契約の締結）

2. エクイティ市場関係

(1) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」（理事会決議）関係 14

問 7（株式等の顧客への配分ルール ①）

問 8（株式等の顧客への配分ルール ②）

問 9（株式等の顧客への配分ルール ③）

(2) 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第 5 号）
関係 15

問 10（特別会員の上場株券等の取引所市場外取引）

3. 外務員資格・登録及び営業責任者、内部管理責任者の資格・配置等関係

(1)「外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第15号)関係 15

問11 (外務員資格更新研修 ①)

問12 (外務員資格更新研修 ②)

(2)「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)関係 16

問13 (内部管理責任者等の配置 ①)

問14 (内部管理責任者等の配置 ②)

問15 (内部管理責任者等の配置 ③)

問16 (内部管理責任者等の配置 ④)

問17 (営業単位)

(3)「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)関係 18

問18 (社員の信用取引)

問19 (事故の連絡)

4. 事故確認関係

○「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(公正慣習規則第12号)関係 19

問20 (事故確認申請)

(参考資料) 銀行等の証券仲介業務における非公開融資等情報の遮断・管理について... 20

○ 項目別索引 21

I. 証券取引法等関係

1. 証券取引法関係

問1 銀行等の金融機関が、証券会社又は外国証券会社から委託を受けて、株式や社債等の有価証券の売買の媒介や募集の取扱い等の証券仲介業務を行うには、個人や一般事業会社と同様に、証取法第 66 条の 2 の規定に基づく証券仲介業者としての登録が必要となるのでしょうか。

(答)

- ① 銀行等の金融機関（以下「銀行等」といいます。）が行う証券仲介業務は、銀行等が証取法第 65 条第 2 項各号において営むことができる証券業務（以下「登録証券業務」といいます。）として、新たに同項第 3 号ハ及び第 4 号ロとして規定されました。
- ② したがって、銀行等は、証取法第 65 条第 2 項の規定に基づき証券業の登録を受けることにより、登録証券業務の 1 つとして証券仲介業務を行うことができるため、同法第 66 条の 2 の証券仲介業者としての登録は必要ありません。
- ③ すでに証券業の登録を受けて投資信託の販売等の登録証券業務を行っている金融機関（以下「登録金融機関」といいます。）にあつては、金融庁に登録申請書記載事項の変更、業務内容方法書の変更及び関係の社内規程の制定・変更等の届出を行うことにより、証券仲介業務を開始することができます。

問2 登録金融機関は、証券会社の委託を受けて行う証券仲介業務について、他の登録金融機関又は証券仲介業者に当該証券仲介業務を再委託することは可能でしょうか。

(答)

- ① 登録金融機関が行う「証券仲介業務」は、証券会社又は外国証券会社（以下「証券会社等」といいます。）の委託を受けて、当該証券会社等のために証取法第 2 条第 11 項各号に掲げる行為（以下「証券仲介行為」といいます。）を行う業務とされており、登録金融機関は、証券仲介業務を行う他の登録金融機関から委託を受けて、当該他の登録金融機関のために証券仲介業務を行うことはできません。
- ② また、証券仲介業者（証取法第 66 条の 2 の規定に基づき証券仲介業者として登録を受けた者をいいます。以下同じ。）の「証券仲介業」は、証券会社等又は登録金融機関の委託を受けて、証券仲介行為を当該証券会社等又は登録金融機関のために行う営業とされており、証券仲介業者は、証券仲介業務を行う登録金融機関から委託を受けて、当該登録金融機関が

証券会社等から委託を受けた証券仲介業務を行うことはできません。

- ③ したがって、登録金融機関は、自らが証券会社等から委託を受けた証券仲介業務を、他の登録金融機関又は証券仲介業者に対して再委託することはできません。

問3 登録金融機関が、証券会社から委託を受けて、証取法第65条第2項第1号及び第2号に掲げられた国債や地方債、投資信託等の有価証券の売買の媒介や募集・私募の取扱いを行う場合には、これらは、同項第3号ハ又は第4号ロの証券仲介業務に該当することとなるのでしょうか。また、証券仲介業務に該当する場合には、「金融機関の証券業務に関する内閣府令」別表第18に掲げられている法定帳簿を作成することになるのでしょうか。

(答)

- ① ご質問のケースは、登録金融機関が行なう証券仲介業務に該当するものではなく、窓口販売業務として、有価証券の売買の媒介であれば証取法第2条第8項第2号に、また、有価証券の募集・私募の取扱いであれば同項第6号に、それぞれ該当します。
- ② したがって、登録金融機関は、これら業務を行うに当たって、証券仲介業務について作成が義務付けられている「金融機関の証券業務に関する内閣府令」（以下「金融機関府令」といいます。）別表第18の法定帳簿を作成する必要はありません。ただし、窓口販売業務につき作成が義務付けられている金融機関府令別表第9の法定帳簿については、委託業務の形態により必要に応じて作成する必要があります。

問4 当行（＝登録金融機関。以下同じ。）では、証券会社に顧客を紹介し、当該証券会社において、証券取引の口座の開設手続きや株式等の勧誘、受注等を行うというビジネスモデルを考えておりますが、この場合、顧客と証券会社との取引は、当行の証券仲介行為に該当するという理解で良いのでしょうか。

(答)

ご質問の顧客と証券会社との取引は、登録金融機関の証券仲介行為には該当しません。登録金融機関が顧客と証券会社との取引を成立させるために尽力（勧誘、受注等）する行為（媒介）が証券仲介行為となります。

登録金融機関が勧誘、受注等を一切行わずに証券会社に顧客を紹介する行為は単なる顧客紹介業務となります。

2. 金融機関の証券業務に関する内閣府令関係

(1) 第 27 条（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）関係

問 5 第 27 条第 4 号中「証券仲介業務を実施する組織（融資業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員若しくは使用人」とありますが、具体的にはどのような者をいうのでしょうか。

（答）

例えば、当該組織を統括する役員、幹部社員、又は当該組織が支店である場合の支店長等が該当します。

問 6 第 27 条第 4 号中「有価証券の発行者である顧客」とありますが、具体的には上場会社等の公開会社と考えても良いのでしょうか。

（答）

- ① 必ずしも上場会社等の公開会社には限定されません。
- ② 登録金融機関において、例えば、証券仲介業務で取扱う有価証券を上場会社の株式に限定した場合には、当該登録金融機関にとって「有価証券の発行者である顧客」は上場会社となります。

問 7 第 27 条第 4 号中「融資業務に従事する役員若しくは使用人」とありますが、M&A等のいわゆる投資銀行部門に従事する担当者は含まれるのでしょうか。

（答）

ご質問の投資銀行部門において融資に係る業務を行う場合には、当該融資業務に従事する担当者は「融資業務に従事する役員若しくは使用人」に該当します。

問 8 第 27 条第 15 号中「登録金融機関が委託証券会社から取得した顧客情報（当該委託証券会社が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況」とありますが、登録金融機関の証券仲介業務に係る勧誘について規制対象とされるのでしょうか。

(答)

登録金融機関は、証券仲介業務のみならず、国債や投資信託の窓口販売業務、先物取次業務など全ての登録証券業務について、当該顧客情報を利用して有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うことはできません。

問 9 登録金融機関は、証券仲介行為を行おうとするときは、顧客に対し、その都度、第 27 条第 16 号イからハに掲げる事項を説明する必要があるのでしょうか。

(答)

- ① 登録金融機関は、顧客に対し、初めて株式や社債の勧誘などの証券仲介行為を行おうとするときは、第 27 条第 16 号イからハに掲げる事項を説明しておく必要があります。
- ② 2 回目以降の取引に当たっては、上記の第 16 号イからハの事項に変更があった場合や顧客から照会があった場合に、その都度、当該変更となった事項や照会のあった事項を説明する必要があります。

問 10 委託証券会社において、例えば、顧客が証券仲介業務を通じて買い付けた米ドル建て外国債券の買付代金について、顧客から円貨又は米貨のいずれの通貨でも受け入れることとしている場合、登録金融機関は、登録金融機関自身と委託証券会社双方の為替レート及び為替手数料を顧客に明らかにする必要があるのでしょうか。

(答)

登録金融機関は、顧客が外貨建て外国証券の投資判断を行うに当たっての必要な事項として、委託証券会社（登録金融機関に証券仲介業務を委託した証券会社等をいいます。以下同じ。）における外貨決済・円貨決済の別や、登録金融機関自身と委託証券会社双方が取扱う外貨の種類及び為替レート等について説明する必要があります。

問 11 当行は、顧客が証券仲介業務を通じて米ドル建て商品を購入する場合には、当該顧客の依頼により預金（円建て）を米ドルに転換（外貨両替）のうえ委託証券会社に送金することとしておりますが、当行が行うこの外貨両替業務は、証券仲介業務には該当しないという整理で良いのでしょうか。

(答)

登録金融機関が行う外貨両替業務は、証券仲介業務には該当しません。なお、当該米ドル建て商品について、委託証券会社で円貨・外貨のどちらでも決済・送金を受けることができる場合には、その旨を顧客に説明する必要があります。

問 12 当行では、証券会社 2 社から委託を受けて証券仲介業務を行うこととしておりますが、同一銘柄の債券について、当該証券会社 2 社が取り扱っている場合、1 社にのみ取引口座を開設している顧客に対しても、両社のオファー／ビッドを提供しなければならないのでしょうか。

(答)

登録金融機関は、顧客が委託証券会社取引口座を開設しているか否かにかかわらず、同一銘柄を扱う全ての委託証券会社のオファー／ビッドを提供する必要があります。

(2) 第 27 条の 2（証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為）関係

問 13 第 27 条の 2 第 1 号中「信用の供与の条件として」とありますが、融資を開始することだけではなく、融資を引き上げないことを条件とすることも含まれるのでしょうか。

(答)

融資を引き上げないことは信用の供与を継続するということであり、当然に、本号の「信用の供与」に含まれます。

問 14 登録金融機関（銀行）が、例えば、顧客の預金口座の残高が、顧客の取引に係る株式や国債、投資信託等の買付代金に満たない場合には当該不足金額に相当する金銭を融資するという条件に、これら株式等の取引を勧誘することは、第 27 条の 2 第 1 号違反となるのでしょうか。

(答)

金銭を貸し付けることを約して取引を受託したこととなり、金融機関府令第 27 条の 2 第 1 号ではなく、証取法第 44 条第 3 号に規定する「金銭を貸し付けることを条件として、有価証券の売買の受託等をする行為」に該当し、法律違反となります。

問 15 当行が、例えば、顧客の預金残高が顧客の株式や社債等の買付代金に不足している場合に、顧客に確認することなく、当行の当該顧客の総合口座から当該不足金額に相当する金銭の貸越しを行い、委託証券会社へ送金することは、事務ガイドライン 5-3-1 の(5)の②に該当するのでしょうか。

(答)

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたつての留意事項について（事務ガイドライン）」5-3-1の(5)の②に規定する「信用の供与を自動的に行うこと」に該当することとなるので、登録金融機関は、ご質問のような、顧客の総合口座から貸越しを行い、委託証券会社へ送金する場合には、その都度、当該顧客から貸越しの確認、送金の指示を受けて手続きを行う必要があります。

また、ご質問のケースは、本協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第19条第3項に該当し、協会規則違反となります。なお、顧客の確認について、貸越しを行う都度、確認を行うのではなく、あらかじめ包括的に得ておくことは、当該顧客の預金残高が不足している場合に自動的に貸付けを行うことを約していることになるおそれがあります。

問 16 顧客自身が、当行の証券仲介業務で買付けた株式や社債等の買付代金に充てるため、例えば、当行のATMから、総合口座で貸越しを受けて委託証券会社へ送金する場合であっても、当行は、事務ガイドライン 5-3-1 の(5)の②に該当するのでしょうか。

(答)

ご質問のような、顧客自身が、登録金融機関の総合口座で貸越しを受けて委託証券会社へ送金する場合には、当該登録金融機関は事務ガイドライン 5-3-1 の(5)の②に該当しません。

問 17 第27条の2第4号中「証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人」とありますが、当該役員若しくは使用人には、証券仲介行為又はその勧誘を行う外務員だけではなく、コンプライアンス・チェックを行う事務・管理部門や検査部門の役員若しくは使用人も含まれるのでしょうか。

(答)

ご質問のコンプライアンス・チェックを行う事務・管理部門や検査部門が証券仲介業務を行う部門から独立した組織である場合については、本号の「証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人」には該当しません。なお、例えば証券仲介業務及び融資業務から独立した組織である検査部門は証券仲介行為を行っていないことから、証券仲介業務と融資業務の両方の検査担当者を兼務することも可能です。

問 18 第 27 条の 2 第 4 号口中「登録金融機関業務に係る法令を遵守するために、融資業務に従事する役員若しくは使用人から情報を受領する必要があると認められる場合」とありますが、具体的に、どのような場合があるのでしょうか。

(答)

例えば、金融機関府令第 27 条の 2 第 2 号に顧客への告知が定められている「自己に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられること」については、法令遵守のためには証券仲介業務担当者が当該情報を入手する必要があることから、当該情報を融資業務部門から受領する必要があると認められます。

問 19 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、登録金融機関において、次のような場合には、行員に証券仲介業務と融資業務とを兼務させることは可能でしょうか。

- (1) 行員甲に、上場会社 A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させる場合
- (2) 行員甲に、A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務とを兼務させる場合
- (3) 行員乙に、A 社以外の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させる場合
- (4) 行員丙に、証券仲介業務と有価証券の発行者でない顧客 B の融資業務とを兼務させる場合

(答)

(1) について

上場会社 A 社を担当することとなる行員甲は、証券仲介業務や融資業務を通じて、重要事実、法人関係情報及び非公開融資等情報（以下「非公開融資等情報等」といいます。）を取得する可能性が高く、行員甲に、A 社の有価証券に係る証券仲介業務と A 社の融資業務とを兼務させ

ることはできません。

(2) について

行員甲に、A社の有価証券に係る証券仲介業務とA社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務とを兼務させることはできます。この場合、行員甲とA社の融資業務を担当する行員との間に、A社の非公開融資等情報等の授受を遮断する措置を取っておく必要があります。

(3) について

行員乙に、A社以外の有価証券に係る証券仲介業務とA社の融資業務とを兼務させることはできます。この場合、行員乙とA社以外の有価証券の発行者である顧客の融資業務を担当する行員との間に、A社以外の非公開融資等情報等の授受を遮断する措置を取っておく必要があります。

(4) について

行員丙に、証券仲介業務と有価証券の発行者でない顧客Bの融資業務とを兼務させることはできます。

(注)「事務ガイドライン」5－2(5)参照

(参考資料) 銀行等の証券仲介業務における非公開融資等情報の遮断・管理について

問 20 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、証券仲介業務を担当する役職員が、融資業務を担当する役職員と有価証券の発行者である顧客を共同訪問することは可能でしょうか。

(答)

証券仲介業務を担当する役職員と融資業務を担当する役職員が、有価証券の発行者である顧客を共同訪問することについては、第 27 条の 2 第 4 号に規定する有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受の禁止に該当する可能性があり、登録金融機関においては、顧客から非公開融資等情報の授受に関して、例えば、事前に書面による同意を取っておくなど慎重に対応する必要があります。

問 21 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、当行が証券仲介業務で取扱っていない有価証券の発行者である顧客を、証券仲介業務を担当する役職員と融資業務を担当する役職員が共同訪問することは可能でしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、融資業務を担当する役職員が有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うことがないので、証券仲介業務を担当する役職員が、融資業務を担当する役職員と当該顧客を共同訪問することは可能です。(問6参照)

問 22 第 27 条の 2 第 4 号に関連して、登録金融機関は、投資信託の窓口販売業務に従事している役職員（融資業務に従事していない役職員）に、証券仲介業務を兼務させることは可能でしょうか。

(答)

登録金融機関が、国債や投資信託の窓口販売業務に従事している役職員（融資業務に従事していない役職員）に、証券仲介業務を兼務させることは可能です。

(3) 第 46 条（業務に関する帳簿の作成等）関係

問 23 登録金融機関は、証券仲介業務に関し作成しなければならない法定帳簿について、委託証券会社に作成してもらうことは可能でしょうか。また、当該法定帳簿の保存について、登録金融機関と委託証券会社との距離が近いなど、閲覧・参照が随時可能な状態であれば、当該委託証券会社に備えおくこととすることは可能でしょうか。

(答)

登録金融機関は、登録金融機関が証券仲介業務に関し作成しなければならない金融機関府令別表第 18 の法定帳簿について、委託証券会社にその作成を委託することは可能ですが、法定帳簿の保存は、登録金融機関において行う必要があります。

問 24 当行では、証券仲介業務に関し、当行と顧客との間では金銭及び有価証券の授受を行わず、全て顧客と委託証券会社との間で直接授受を行うようなビジネスモデルを考えていますが、このように場合に、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」を作成する必要があるのでしょうか。

(答)

① 登録金融機関は、証券仲介業者と異なり、顧客から金銭・有価証券の預託を受けることが

できることとなっていることから、登録金融機関が、証券仲介業務に関し、顧客から金銭・有価証券の預託を受けた場合には、当該顧客との債権債務の関係を明確にするため、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成が義務付けられたものです。

- ② したがって、ご質問のような、登録金融機関と顧客との間で一切金銭及び有価証券の授受を行わない場合には、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成義務はありません。

問 25 当行では、証券仲介業務に関し、顧客から株式等の買付代金を預かった場合には、全て顧客の預金口座に入金、委託証券会社に送金するというビジネスモデルを考えておりますが、この場合、顧客の金銭の入出金については、預金業務として記録・保存され、当該顧客は、通帳等により確認できますことから、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成等は必要がないという考えで良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、登録金融機関において、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成・保存や送付等は必要ありません。

問26 登録金融機関が、その本来業務（保護預り業務）として顧客から株券を預かる場合や、顧客、登録金融機関及び委託証券会社との間であらかじめ定められた方法により当該登録金融機関が株券を当該委託証券会社に送るために預かる場合などは、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成の必要はないと考えてよいでしょうか。

(答)

- ① 本来業務（保護預り業務）として預る場合には、「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」の作成の必要はありません。
- ② 顧客、登録金融機関及び委託証券会社との間であらかじめ定められた方法により当該登録金融機関が株券を当該委託証券会社に送るために預かる場合には、送付等の事実について、記録を残しておく必要があります。

3. 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律関係

問 27 証券会社が、委託先の登録金融機関の証券仲介業務を通じて新規顧客と証券取引を行うに際し、当該登録金融機関が預金取引等のために既に当該顧客の本人確認を行っているような場合には、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令」第3条第1項及び第2項に定める「本人確認済みの顧客等との取引」に該当し、証券会社においては、改めて、顧客の本人確認を行う必要はないと考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、証券会社は、あらためて顧客の本人確認を行う必要はありません。

問 28 証券会社が、委託先の登録金融機関に顧客の本人確認事務を委託している場合は、登録金融機関で顧客から住民票の写しの提出を受け、証券会社においては、取引口座開設のご案内等の「取引に係る文書」を顧客の住所に宛てて配達記録郵便等（転送不要扱い）で送付して、返戻されないことにより顧客の本人確認が完了すると考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、証券会社において、「取引に係る文書」を顧客の住所に宛てて配達記録郵便等（転送不要扱い）で送付して、返戻されないことにより顧客の本人確認が完了いたします。

II. 協会規則関係

1. 投資勧誘及び顧客管理関係

(1)「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）関係

問 1 特別会員が行う証券仲介業務に関し、顧客カードの作成・整備について説明して下さい。

(答)

- ① 特別会員は、顧客に証券取引を勧誘するに当たって、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を行わないという、いわゆる適合性原則が課せられており、特別会員が行う証券仲介業務についても、同様に、この適合性原則が適用されます。
- ② 特別会員は、顧客に株式や社債等の勧誘を行う場合には、この適合性原則に基づいた勧誘が行われるよう顧客カードを作成し、整備しなければなりません。

問2 当行（＝特別会員。以下同じ。）では、顧客に対して委託会員への証券取引口座の開設の勧誘のみを行い、当該委託会員において、同取引口座の開設手続きが行われ、株式等の勧誘・受託を行うというビジネスモデルを考えております。この場合、当行は、顧客カードを作成し、整備する必要はないとの理解で良いでしょうか。

（答）

ご質問のビジネスモデルでは、特別会員は、顧客カードを作成し、整備する必要はありませんが、会員において、顧客カードを作成し、整備することとなります。

問3 特別会員が行う証券仲介業務に関し、信用取引の取引開始基準について説明して下さい。

（答）

- ① 本協会では、この規則において、適合性原則の徹底を図るため、協会員は、信用取引の受託についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から信用取引を受託するものとしております。
- ② したがって、特別会員においても、信用取引を証券仲介業において取り扱う場合には、特別会員各社において、同取引の取引開始基準を定めるとともに、当該基準に適合した顧客から信用取引の注文を受託し、委託会員に同取引の注文を取次ぐ（媒介する）こととなります。

問4 第6条の5第3項中「特定の窓口」とありますが、銀行法施行規則第13条の5第3項に規定されている「特定の窓口」と同じという理解で良いでしょうか。

（答）

本項で定める「特定の窓口」は、銀行法施行規則第13条の5第3項及び保険業法施行規則第53条の2等、登録金融機関の本業について定める各業法において規定されている「特定の窓口」をいい、特別会員は、各業法及び本規定に基づき、営業所又は事務所において、株式や投資信託等の有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において、預金等でないことや預金保険の対象ではないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければなりません。

(2)「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)関係

問5 当行では、株式や社債等のアナリスト・レポートについては、委託会員において作成・審査が行われたものを使用することとしておりますが、この場合、

- (1) 本理事会決議4の(5)の規定により、当行の社内審査は省略できる
- (2) 当該アナリスト・レポートについては、本理事会決議の適用はないと考えて良いでしょうか。

(答)

(1) について

ご質問の委託会員が作成・審査したアナリスト・レポートについては、本理事会決議4の(5)の規定により、貴行が審査を行ったものとみなし、貴行の社内審査は省略することができます。

(2) について

本理事会決議は適用されます。

(3)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)関係

問6 特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客から株券、社債等の有価証券の寄託を受ける場合には、当該顧客と保護預り契約を締結しなければならないでしょうか。

(答)

特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客から株券、社債等の有価証券の寄託を受ける場合には、顧客との債権債務の関係を明確にするため、本規則に基づき、保護預り契約を締結する必要があります。なお、特別会員がその本来業務(保護預り業務)として顧客から株券を預かる場合や、顧客、特別会員及び委託会員との間であらかじめ定められた方法により特別会員が株券を委託会員に送るために預かる場合などは、本規則に基づく保護預り契約を締結する必要はありません。

2. エクイティ市場関係

(1)「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)関係

問7 当社(=会員)では、特別会員に株式や新株予約権証券等の募集・売出しの取扱いを委託しますが、顧客への配分先の決定は当該特別会員ではなく当社が行うというビジネスモデルを考えております。この場合においても、当該特別会員は、本理事会決議に基づき、配分に関する基本方針や社内規則を策定する必要はあるのでしょうか。

(答)

特別会員が配分先の決定を行わないのであれば、当該特別会員は基本方針や社内規則を策定する必要はありません。ただし、この場合、当該特別会員は、会員が策定した基本方針等を遵守しなければならず、当該特別会員が当該基本方針等に従って配分を行っているかどうかにつき、会員が必要に応じて当該特別会員に対し確認を行うことが適切であると考えます。

問8 当社(=会員)では、特別会員に株式や新株予約権証券等の募集・売出しの取扱いを委託し、当該特別会員が顧客への配分の決定を行うというビジネスモデルを考えております。特別会員では、当然に、本理事会決議に基づき、顧客への公平な配分が行われるわけですが、万一、当該特別会員において、本理事会決議に違反した配分が行われていた場合には、当社がその責任を問われることはあるのでしょうか。

(答)

本理事会決議に違反して顧客への配分を行った特別会員がその責任を問われることとなります。

問9 当行は、本理事会決議2の(1)に基づき、「基本方針」を定めますが、この基本方針は、委託会員の「基本方針」と内容を統一させておく必要があるのでしょうか。仮に、当行、委託会員がそれぞれ独自に定めて良いということであれば、当行は、当行の基本方針に基づき、顧客への配分ができるという理解で良いのでしょうか。

(答)

必ずしも特別会員と委託会員との間で基本方針の内容を統一させておく必要はありませんが、それぞれが基本方針に従って、株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行わなければなりません。

なお、顧客への配分にはさまざまなビジネスモデルが考えられますので、配分方針の制定に

当たっては、特別会員と委託会員との間で十分に協議した上で決定してください。

(2)「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)関係

問 10 当行では、例えば株式持合い解消等のため、従来より投資家の立場で上場株券を取引所有価証券市場外で売買しております。当然、この売買は証券仲介業務には該当しないと理解しますが、このような売買にも本規則は適用されるのでしょうか。

(答)

本規則は、特別会員にあつては、証券仲介業務として取引所有価証券市場外において上場株券等の売買の媒介等を行う場合に適用されます。したがって、特別会員が証券仲介業務としてではなく、投資家の立場で上場株券を取引所有価証券市場外で売買を行う場合には、本規則の適用はありません。

3. 外務員資格・登録及び営業責任者、内部管理責任者の資格・配置等関係

(1)「外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第15号)関係

問 11 当行では、行員Aについて、新たに証券仲介業務に従事させるため外務員登録を受け、本規則第18条の2第2項の規定に基づき、従事させた日後180日以内に外務員資格更新研修を受講させましたが、次からの外務員資格更新研修の受講について説明して下さい。

(答)

本規則第18条の2第1項の規定に基づき、行員Aが、今回の外務員登録を受けた日から5年目ごとに5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、本協会の外務員資格更新研修を受講させなければなりません。

(注) 1. 本規則第18条の2(特別会員の外務員資格更新研修)及び第20条(社内研修)の改正規定の施行日は、平成17年6月1日となっています。

2. 本規則第18条の2第1項ただし書及び同条第2項ただし書(外務員資格更新研修の受講に関する特例)参照。

問 12 当行では、既に外務員登録を受けている外務員Bについて、新たに証券仲介業務に従事させようと考えていますが、外務員資格更新研修の受講について説明して下さい。

(答)

本規則第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、外務員 B について、次の①及び②に定める期間内に、本協会の外務員資格更新研修を受講させなければなりません。

- ① 証券仲介業務に従事させた日後 180 日以内
- ② 外務員登録を受けた日から 5 年目ごとに 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内
(証券仲介業務に従事させた日ではありません)

- (注) 1. 本規則第 18 条の 2 (特別会員の外務員資格更新研修) 及び第 20 条 (社内研修) の改正規定の施行日は、平成 17 年 6 月 1 日となっています。
2. 本規則第 18 条の 2 第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書 (外務員資格更新研修の受講に関する特例) 参照。

(2)「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第 13 号) 関係

問 13 当行の A 営業所は、委託会員への証券取引口座の開設申込書、取扱商品等を記載したリーフレット等の備付け及びポスターの掲示のみを行い、外務員は配置せず、株式や社債等の取扱商品の投資勧誘や証券取引口座の開設の勧誘などの勧誘行為、株式等の注文の受注・取次ぎ業務は一切行いません。この場合、A 営業所には営業責任者及び内部管理責任者の配置は不要であると考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問の A 営業所のように株式や社債等の取扱商品の投資勧誘や証券取引口座の開設の勧誘などの勧誘行為、株式等の注文の受注・取次ぎ業務が一切行われない営業所については、営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はありません。

問 14 当行では、証券仲介業務について、各支店で行うのではなく、本店に証券仲介業務専門部署を設置し、当該専門部署の外務員が各支店の顧客を直接訪問して株式や社債等の投資勧誘を行ない、外務員の営業活動のチェックや顧客管理等の内部管理も当該専門部署で行うというビジネスモデルを考えております。この場合、各支店には営業責任者及び内部管理責任者の配置は不要であると考えて良いでしょうか。

(答)

ご質問のビジネスモデルでは、各支店に営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はありません。

問 15 当行では、本部のネット取引担当部署において、銀行のネット取引の利用者に対し、電子メール(メールマガジン形式等を含む。)やダイレクトメール(郵便等)により、委託会員への証券取引口座の開設や株式や社債等の取扱商品の勧誘を行うというビジネスモデルを考えております。この場合、

- (1) 営業責任者及び内部管理責任者は、本部のネット取引担当部署又は当該担当部署内の登録証券業務担当部署に、会員内部管理責任者資格試験の合格者等の有資格者を配置するという理解で良いでしょうか。
- (2) また、本部のネット取引担当部署に所属する行員のうち電子メール又はダイレクトメール等の株式や社債等の取扱商品の勧誘文書を作成する担当者は、証券仲介業務に係る外務行為を行う者として、その内容に応じ、二種外務員資格、信用取引外務員資格又は一種外務員資格の資格と、外務員登録が必要であるとの理解で良いでしょうか。

(答)

(1) について

ご質問の内容のとおり、営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要があります。

(2) について

ご質問の内容のとおり、担当者は、証券仲介業務に係る外務行為を行う者として、その内容に応じ、外務員資格及び外務員登録が必要となります。

問 16 当行のコールセンターでは、オペレーター自らが、投資信託の窓口販売業務、証券仲介業務等の登録等証券業務に係る勧誘行為や投資信託等の注文の受注・取次ぎ業務を行うことは一切ありませんが、例えば、顧客との銀行取引の会話の中で、顧客側から「証券取引に関心があるので相談したい。」「自分は既に貴行と証券仲介業の取引を行っているが、相談したい。」といった発言があった場合には、オペレーターは、顧客に確認、同意を得たうえで、当行の登録等証券業務担当部署又は委託会員（証券会社）のコールセンターに電話をつなぐというビジネスモデルを考えております。この場合、オペレーターは、登録等証券業務やその勧誘行為を行うものではないことから、外務員資格や外務員登録は必要ないとの理解で良いでしょうか。また、こういった業務を行うコールセンターには、営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はないとの理解で良いでしょうか。

(答)

ご質問のケースでは、オペレーターが登録等証券業務やその勧誘行為を行うものではないことから、外務員資格や外務員登録の必要はなく、また、コールセンターに営業責任者及び内部管理責任者を配置する必要はありません。

問 17 出張所は、営業所として「営業単位」に当たりますか。

(答)

出張所は、営業単位を定めた細則第4条第1号中の営業所に含まれます。出張所において、登録等証券業務に関する取引の勧誘や投資信託等の注文の受注・取次ぎといった営業活動が行われるのであれば、当該出張所は、営業単位に該当し、本規則の適用を受けます。

(3)「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)関係

問 18 当行では、人事異動により、新たに社員Aを証券仲介業務に従事させることといたしましたが、従事日現在において、社員Aは、信用取引の建玉の精算ができず、同日以降に反対売買等を行うこととしておりますが、当該反対売買等は、本禁止規定違反となりますか。

(答)

社員Aの従事日現在の信用取引の建玉について、同日以後にその精算のために行われる反対売買及び現引き・現渡しについては、本禁止規定の適用除外となります。

(注) 本規則第9条第3項第7号(特別会員の証券仲介業務に従事する役職員の信用取引等の禁止)の改正規定の施行日は、平成17年1月1日となっています。

問 19 特別会員は、証券仲介業務に関し、自己の役職員に法令や協会規則に違反する行為(以下「証券事故」といいます。)があった場合には、協会に「事故連絡書」及び「事故顛末報告書」を提出することとなっていますが、委託会員も「事故連絡書」等を提出しなければならないのでしょうか。

(答)

委託会員は、「事故連絡書」及び「事故顛末報告書」の提出の必要はありません。

4. 事故確認関係

○「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」（公正慣習規則第 12 号）関係

問 20 (1) 特別会員は、証券仲介業務に関し、自己の役職員の不法又は不当な行為（以下「事故」といいます。）によって生じた顧客の損失の補填を行うときには、委託会員ではなく、当該特別会員が財務局長等の事故の確認を受けることとなるのでしょうか。

(2) 当行では、財務局長等の事故確認を受けた後に、顧客の同意を得て、当該顧客が委託会員に開設した取引口座に損失額に相当する金銭を払い込む方法により補填を行いたいと考えていますが、問題はないでしょうか。

(答)

(1) について

特別会員が、財務局長等に対し事故確認申請を行い、事故の確認を受けることとなります。

(2) について

問題はありません。

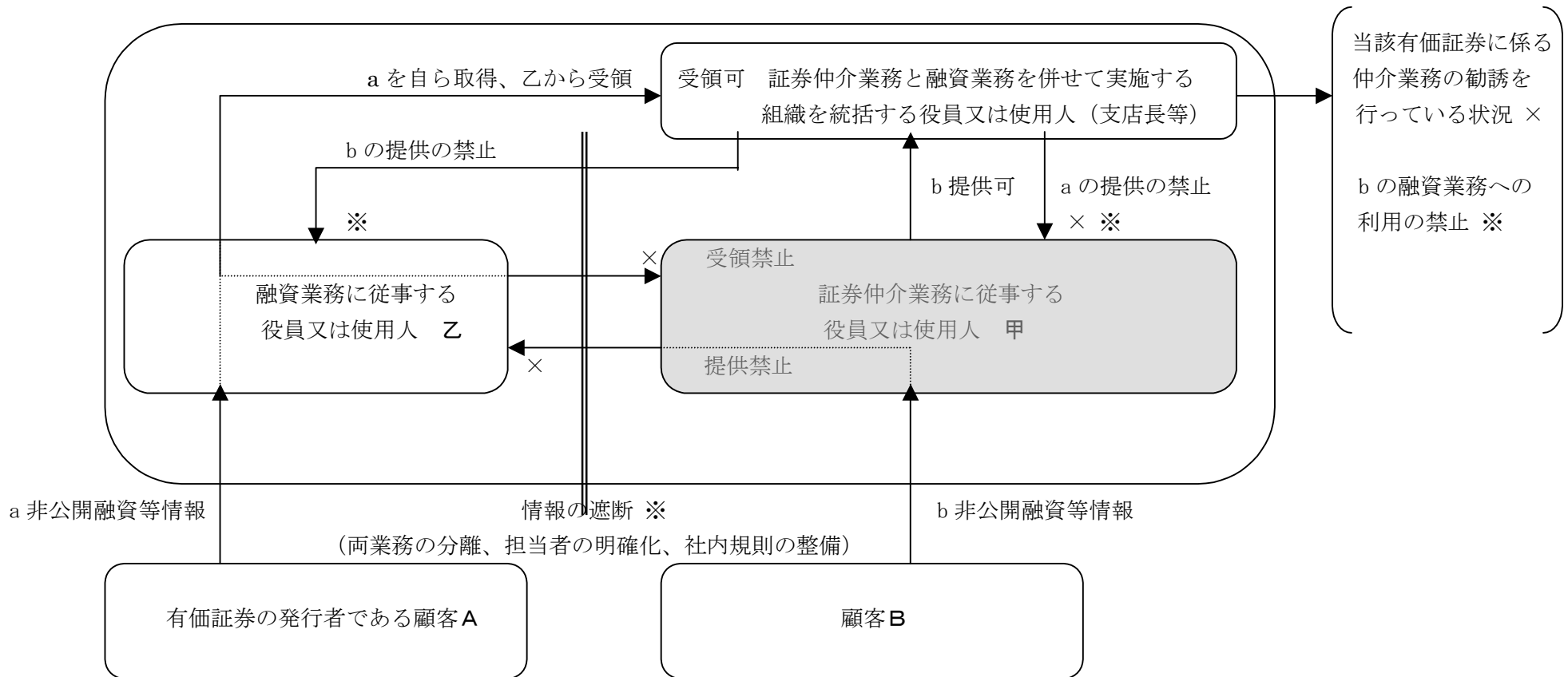
特別会員の証券仲介業務に係る事故処理は、窓口販売業務に係る事故処理と異なり、委託会員に顧客の取引口座が開設されているため、委託会員の顧客の取引口座（事故処理分別口座を含む。）において反対売買等の是正処理が必要となってきます。したがって、特別会員は、証券仲介業務に関し生じた事故の適正かつ迅速な処理を図るため、委託会員との間で、次に掲げる事項を定めるなど社内の事故処理体制を整備しておく必要があります。

- ① 連絡担当責任者、連絡体制
- ② 是正処理（売買）の方法
- ③ 顧客の損失額の確定方法
- ④ 顧客への補填の方法 等

銀行等の証券仲介業務における非公開融資等情報の遮断・管理について（参考資料）

（平 16. 11. 30）

○ 証券仲介業務と融資業務とを併せて実施する組織



a 融資業務により職務上知り得た有価証券の発行者の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報で、顧客の当該有価証券に係る投資判断に影響を及ぼす情報

b 証券仲介業務により職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報で、当該有価証券の発行者に係る融資業務に重要な影響を及ぼすと認められる情報

（資料）金融機関府令第 27 条第 4 号、第 27 条の 2 第 4 号 …×（禁止）

事務ガイドライン 5-2-(5)、5-3-1 (5) …※（禁止）

項目別索引

1. 金融機関の証券仲介業務

(1) 金融機関の証券仲介業務 … I－1 (「Ⅰ. 証券取引法等関係」の「問1」を示す。)

(2) 業務の内容

① 証券仲介業務の再委託 … I－2

② 国債や地方債、投資信託等の売買の媒介、募集・私募の取扱い … I－3

③ 顧客紹介と登録金融機関の証券仲介行為 … I－4

④ 外貨両替業務と証券仲介業務 … I－11

(3) 特別会員の上場株券等の取引所市場外取引 … II－10

(「Ⅱ. 協会規則関係」の「問10」を示す。)

2. 法令等遵守

(1) 行為規制

① 証券仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員若しくは使用人 … I－5

② 有価証券の発行者である顧客 … I－6

③ 融資業務に従事する役員若しくは使用人 … I－7

(2) 禁止行為 (ファイアーウォール)

① 信用の供与の条件 … I－13

② 株式等の買付代金の不足金額を融資することを条件とした勧誘 … I－14

③ 自動的な信用の供与 … I－15

④ 総合口座での貸越しと送金 … I－16

⑤ 証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人 … I－17

⑥ 法令遵守のために非公開融資等情報を受領する必要がある場合 … I－18

⑦ 行員の証券仲介業務と融資業務の兼務 … I－19

⑧ 投資信託等の窓口販売業務に従事する役職員の証券仲介業務の兼務 … I－22

⑨ 株式や投資信託等を取扱う特定の窓口 … II－4

3. 証券仲介行為

(1) 顧客に対する証券取引の勧誘

① 顧客情報を利用した有価証券の売買その他の取引等の勧誘 … I－8

② 証券仲介行為を行なう際の顧客に明らかにしておく事項 … I－9

③ 外国債券の販売の際の為替レート等の説明 … I－10

- ④ 同一銘柄の債券のオファー／ビッドの説明 …… I－12
- ⑤ 委託会員において作成・審査が行われたアナリスト・レポート …… II－5
- (2) 顧客の共同訪問 …… I－20、21
- (3) 顧客の本人確認 …… I－27、28

4. 内部管理体制

- (1) 顧客カードの作成・整備 …… II－1、2
- (2) 信用取引の取引開始基準 …… II－3
- (3) 保護預り契約の締結 …… II－6
- (4) 株式等の顧客への配分ルール …… II－7、8、9
- (5) 法定帳簿の整備
 - ① 法定帳簿の作成の委託 …… I－23
 - ② 証券仲介預り明細簿等の作成 …… I－24、25、26、
- (6) 社員の信用取引 …… II－18
- (7) 証券事故、事故確認
 - ① 事故の連絡 …… II－19
 - ② 事故確認申請 …… II－20

5. 外務員、営業責任者及び内部管理責任者

- (1) 外務員資格更新研修 …… II－11、12
- (2) 内部管理責任者等の配置 …… II－13、14、15、16
- (3) 営業単位 …… II－17